

個表番号: 2-6 法令名: 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(H6法9)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	18①	水道水源特定事業場から排出水を排出する者等に対する報告徴収、立入検査	法26の2 規則17	規則17 ただし書	自治	法18① 規則17 ただし書		根拠条文を正確に記載。

個表番号： 2-10      法令名： 瀬戸内海環境保全特別措置法(S48法110)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	12の6②	指定物質排出者に対する報告徴収	法22 規則11	規則11 ただし書	自治	—	—	第12条の6第2項には都道府県の事務は規定されていないため。

個表番号： 2-14 法令名： 水質汚濁防止法(S45法138)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	22①	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の設置者等に対する報告徴収又は立入検査	法27の2 規則12	規則12 ただし書	自治	法22① 規則12 ただし書	—	水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年6月22日法律第71号)が未施行のため(平成24年6月1日施行)。

個表番号： 2-15      法令名： 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（S45法139）

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	13①	農用地への立入調査	法16の2 ② 省令本則	省令本則 ただし書	自治	法13① 省令本則 ただし書	—	根拠条文を正確に記載。
修正	14①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法16の2 ② 省令本則	—	—	—	—	根拠条文を正確に記載。

個表番号： 2-19 法令名： 農薬取締法(S23法82)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
修正	13①	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査(農薬の登録等の規定の施行に必要な限度)	法13の④ 4② 省令Ⅰ	省令本則 ただし書	法定 (4)②	法13① 政令4① 省令本則 ただし書	報告(6)② (法13②)	根拠条文を修正。
修正	13③	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査(法律第13条第1項に定めるもの以外で法の施行に必要な限度)	法13の④ 4② 省令Ⅱ	省令本則 ただし書	自治	—	—	根拠条文を修正。

個表番号： ○-○ 法令名： 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(H17法110)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	16	水道施設等における廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査に係る報告の受理	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	17① 18③	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	18①②	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請の受理	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	18④	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請を行った者等に対する報告徴収及び立入検査	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	31③	除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の作成及び管理	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	31④	除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の閲覧に係る事務	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	49②	指定廃棄物の保管を行う者に対する報告徴収	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	49③	特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する報告徴収	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	49④	除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する報告徴収	法57 政令3	政令20 ただし書				

個表番号： ○-○ 法令名： 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(H17法110)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	50②	指定廃棄物の保管を行う者に対する立入検査、除去土壌等の収去(試験の用に供するのに必要な限度)	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	50③	特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去(試験の用に供するのに必要な限度)	法57 政令3	政令20 ただし書				
挿入	50④	除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去(試験の用に供するのに必要な限度)	法57 政令3	政令20 ただし書				

個表番号： ○-○ 法令名： 東日本大震災復興特別区域法(H23法122)

修正等の内容	条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			修正等の理由等
					事務の区分 (メルクマール)	大臣の並行権限の行使	国の関与 (メルクマール)	
挿入	49⑤	国立公園における許可又は届出に関する事項に係る復興整備協議会の会議における協議及び同意	法88 令12	—	—	—	—	東日本大震災復興特別区域法の規定に基づく追加。
挿入	49⑥	国立公園における許可又は届出に関する事項に係る協議及び同意	法88 令12	—	—	—	—	東日本大震災復興特別区域法の規定に基づく追加。